

2024年（令和6年）以後の適用 法人税コース改正一覧

項 目 2024年度	詳 細 内 容
各種別表等の改定 申告実務体系～Ⅲ	下記の別表が更新されています。 ・ 法人事業概況説明書 ・ 別表一関係 ・ 別表二関係 ・ 別表三関係 ・ 別表四関係 ・ 別表五関係 ・ 別表六関係 （十八）→（十七） ・ 別表八関係 ・ 別表十四関係 ・ 別表十五関係 ・ 別表十六関係 ・ 第6号様式関係 ・ 第20号様式関係 など 【国税庁ホームページ】 https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/itiran2023/01.htm
交際費等の損金不 算入 【体系】P. 35等 【申告Ⅰ】P. 74等 【申告Ⅱ】P. 83等	交際費等から除かれる費用のうち、飲食その他これに類する行為のために要する費用は、一人当たり<u>5,000円</u>以下→一人当たり<u>10,000円</u>以下に改正されました。 上記内容は、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用し、「接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例」の適用期限が令和8年3月31日まで2年間延長されました。
賃上げ促進税制 【申告Ⅲ】P. 15	2. 内容(1)適用要件② 賃上げ促進税制の適用要件の資本金等の額等が10億円以上かつ常時使用する従業員数1,000人以上の企業である場合のほか、<u>常時使用する従業員の数</u>が<u>2,000人を超えるもの</u>が追加されました。 2. 内容(2)特別控除額 https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/r6.chinagesokushinzeisei_pamphlet.pdf 上記内容は、令和6年4月1日以後に開始する事業年度について適用し、適用期限が令和9年3月31日まで3年間延長されました。

2024年（令和6年）以後の適用 法人税コース改正一覧

基準年利率の更新	令和5年分の基準年利率は下記のとおりとなります。
【申告Ⅲ】P. 98	https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hyoka/230602/01.htm